

松阪市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本理念を定め、市及び市民の責務並びに歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画の策定について定めること等により、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、これを推進することが生活習慣病の予防、介護の予防、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わるものであるという認識の下、次の各号に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民一人ひとりが日常における歯又は口腔の疾患若しくは機能低下の予防に向けて取り組むことを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯又は口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の分野における施策相互の連携を確保しつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、継続的かつ効果的に実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けること及び日常生活における適切な口腔清掃等により歯科疾患を予防することにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に携わる者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健医療福祉関係者、教育関係者等との連携を図ることにより、良質かつ適切な口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者、教育関係者等の役割)

第6条 保健医療福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、これらの者が相互に行う歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等と連携を図るとともに、これらの者の協力を得て、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 市民が定期的に口腔保健サービスを受けることを促進するために必要な施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者を有する者、介護を必要とする者その他定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が、適切に口腔保健サービスを受けることができる環境の整備に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒におけるフッ化物等の科学的根拠に基づく効果的な方法によるむし歯の予防対策に関すること。
- (4) 成人期における歯周病等の歯科疾患の予防対策に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりの観点に基づく食育の推進、生活習慣病の予防その他健康維持に必要な施策の推進に関すること。
- (6) 災害時を想定した口腔保健サービス体制の構築及び確保に関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質向上に関すること。
- (8) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (10) 歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等との連携体制の構築に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(基本計画)

第8条 市は、前条の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、松阪市歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する施策とその方向性
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定するときは、市が策定する保健、医療及び福祉に関する他の計画との整合を図るよう配慮しなければならない。

- 4 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、基本計画の見直しを行うものとする。
- 5 市は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 11 条に規定する松阪市歯と口腔の健康づくり推進協議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を求めなければならない。
- 6 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 7 市は、基本計画に定める事項の具体的な事業に関する実施計画を作成するものとする。

(歯と口腔の健康づくり普及月間)

第 9 条 市は、市民に広く歯と口腔の健康づくりの啓発及び普及をするため、毎年 6 月と 11 月を歯と口腔の健康づくり普及月間として定める。

(歯科検診の結果等の公表及び実態の把握)

第 10 条 市は、妊産婦期及び乳幼児期から高齢期までにおける市民の歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するため、市民の歯科検診の結果等を毎年公表するとともに、当該結果等を活用し、市民の歯と口腔の健康づくりに関する実態の把握に努めるものとする。

(松阪市歯と口腔の健康づくり推進協議会)

第 11 条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するため、松阪市歯と口腔の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置等)

第 12 条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、財政上の措置、人員の配置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行日前においても、歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するために必要な準備行為をすることができる。